

事業所名		旭区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容							
0 相談支援事業所の概要		昨年度				今年度							
0-1 実施状況について													
事業所の特長	法人名称	社会福祉法人 大阪福祉事業財団											
	法人所在地	大阪市城東区古市1丁目20番82号											
	事業所名称	旭区障がい者相談支援センター											
	事業所所在地	大阪市旭区太子橋1丁目16番24号											
	電話番号	06-4254-2339											
	ファックス	06-6951-2541											
	実施曜日	月曜日から土曜日 但し、第2第4土曜日は閉所											
	実施時間	9時から17時30分											
	同一場所で実施しているその他の事業	指定相談支援事業											
	実施法人で実施しているその他の事業	別紙参照											
0-2 事務室等について													
事務室 相談室 その他		<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用							
		<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用							
		<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用							
0-3 職員の状況		常勤職員		非常勤職員		常勤職員		非常勤職員					
	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務					
		3人		1人		4人							
0-4 職員の勤務体制		常勤相談員3名に加え、非常勤1名の事務職員の配置しています。事務職員については、今後相談支援専門員の資格を取り、資格取得の後、相談支援活動を行う予定です。勤務時間については、1日8時間とし、9時から17時の勤務者と9時30分から17時30分の勤務者に振り分け、センターの開所時間を9時から17時30分としています。また、時間外や事務所に相談員が不在の場合には、固定電話から携帯電話に転送され、相談員が対応出来る状態になっています。				常勤相談員3名を配置しています。勤務時間については、1日8時間とし、9時から17時の勤務者と9時30分から17時30分の勤務者に振り分け、センターの開所時間を9時から17時30分としています。また、時間外や事務所に相談員が不在の場合には、固定電話から携帯電話に転送され、相談員が対応出来る状態になっています。昨年度配置していた、事務員については、相談支援専門員の資格を取得し、計画相談の相談員兼委託相談の事務員として勤務しています。							
0-5 ピアカウンセリングの実施状況		障がい名		実施曜日		実施時間		障がい名		実施曜日		実施時間	
	身体障がい（肢体不自由）							発達障がい					
	発達障がい												

事業所名	旭区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1 事業運営全般	昨年度	今年度
1-0 理念・基本方針		
	<p>理念 私ども、大阪福祉事業財団では、利用者援助と地域福祉を大きな柱の一つと位置づけ、利用者・相談者に寄り添った実践・援助に取り組むこと、地域における福祉の推進力を高めることを基本理念として謳っています。</p> <p>当支援センターにおいては、運営法人が掲げる理念のもと、区の相談支援センターとして、当事者やその家族、支援機関、地域住民の方などから、気軽に相談ができ、地域から信頼される相談センターを目指します。</p> <p>生活の主体者は、当事者の方です。当事者の方には、それぞれの考え方や価値観・ペースがあり、それらに基づいた生活スタイルがあります。相談支援業務にあたっては、相談者の方の現在の生活スタイルを尊重しながら、目指す生活を当事者の方と支援者で共有し、無理のないペースで、自分らしい豊かな生活づくりを支援します。</p> <p>地域の福祉力の向上にあたっては、自立支援協議会をはじめ、多くの地域の委員会や会議に積極的に参加し、地域の様々な分野の団体や機関などとの連帯・連携を強めます。また、その中で地域における福祉課題を明らかにしながら、その開発・拡充に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>基本方針</p> <p>1、当事者の方が、主体的に自分らしい生活作りを行えるような支援を行います。</p> <p>2、当事者の方の必要に応じたチームをコーディネートし、当事者の方と支援チームが同じ目的を持って支援を行います。</p> <p>3、区の相談支援センターとして、どのような多問題を抱えるケースにも対応が出来、各事業のバックアップが行えるだけの質の向上を常に目指します。</p> <p>4、地域の福祉力の向上に向けて地域との関わりを強く持ち、課題の抽出、資源の開発に取り組みます。</p>	

事業所名		旭区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-1 運営体制		昨年度		今年度	
1-1-① 事業運営の評価		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	事業の理念・基本方針を実現するための具体的な取り組みを示す中・長期的な計画が定められている。	2	法人においては、中・長期計画の作成は行われていますが、区相談支援センターとしては、事業計画の作成のみで、中・長期計画の作成は行われていません。	2	中長期計画について、相談センター内においての提案・論議に留まり未だ完成していません。今年度中には、完成させる予定です。
			来年度に向けて中・長期計画の作成を行い、具体的に相談センターの方向性を示します。		旭区相談支援センター中長期計画を26年度中に完成させ、基本方針の具体化を行います。
b	中・長期的な計画を踏まえた年度ごとの事業計画を策定している。	2	事業計画の作成は行っていますが、区相談支援センターとしての中・長期計画作成が行えていないため、それらを踏まえた計画にはなっていません。	2	事業計画は策定していますが、中長期計画の策定が完了しておらず、それらを踏まえたものになっていません。
			今年度の終わりに向けて中・長期計画の作成及びそれに基づいた事業計画の作成を行います。		27年度事業計画においては、中長期計画に基づいた計画の策定を行います。
c	中・長期計画、年度ごとの事業計画に基づき事業を実施し、その結果を評価している。	3	事業計画は毎年作成し、それに対する評価を行っています。	3	これまで通り事業計画は、年度ごとに策定し評価を行っていますが、中長期計画が策定されていないため、それに基づいた評価になっていません。
			今後は、中長期計画をもとにした事業計画を作成するとともに、理念や方針を実施していくためにもより具体的な事業計画の作成を行います。		現在行っている中長期計画の検討・策定を完了させ、次年度にはそれらを踏まえた評価をできるようにします。
d	事業の評価の結果は、次期計画に反映している。	3	一年間の支援を振り返りながら、次年度の重点課題の設定や各論の計画づくりを行います。	3	大幅な書式の変更等は行えておらず、これまで通りの計画となっています。
			事業計画の書式を改め、区相談支援センター業務を包括的に評価・計画・実行を出来るようにしていきます。		中長期計画とともに、内容の改善を図ります。

事業所名		旭区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2 適切な相談支援の実施		昨年度		今年度	
1-2-① 自己決定の尊重		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	必要な情報を理解できるように提供するとともに、体験、経験する機会を設けるなど利用者が主体的に自己決定するための条件整備に努めている。	4	<p>情報提供では、区社会資源マップなどを活用するとともに、各事業所の特徴や状況なども把握できている範囲で説明し、利用者が主体的に選択できるように努めています。また、必要に応じて体験の調整や同行も行い、自己決定を行うための支援を行っています。</p>	4	<p>各関係機関や当事者の方などとの関係をさらに拡充し、情報の収集を行っています。センター内においても支援等の中で得た情報をすぐ共有化しています。収集した情報は、各事業種別ごとにパンフ等をファイリングし、各相談者の状況に応じて、閲覧して頂いたり、見学の調整、同行などの支援を行います。それにより、相談者方が必要な情報を得ることができ、見学・体験することで、イメージをもてるよう、支援をしています。</p>
			<p>今後も情報収集や各事業所との連携を強め、より多くの情報の中からの的確に利用者のニーズにあった情報の提供に努めます。</p>		<p>今後も相談活動を通じて、多くの情報がセンター集中されるように努め、相談者方のニーズにあった情報を提供できるようにします。また、相談者の方の状況に応じて利用に向けた見学や体験のサポートを行います。</p>
b	障がいに応じたコミュニケーション手段を保障している。	3	<p>常に手話通訳者などがいる状況ではありませんが、この間もろうあ会館等に依頼し、必要に応じたコミュニケーション手段を保障しています。また、重度の精神障がいをお持ちの方には、状況に応じて、PSWなど専門職にも力を借りながらコミュニケーションをとっています。</p>	3	<p>大きく状況に変化はありませんが、相談員のスキルの向上により、簡単な手話を行えるものが配置されています。また、継続して専門職方々とも連携をとれる状態にしています。</p>
			<p>今後も、どのような障がいがあってもスムーズにコミュニケーションを取ることが出来るように、相談員のスキルの向上を行います。</p>		<p>今後も、相談員のスキルアップを行うと共に、各専門機関との連携を強めます。</p>
1-2-② エンパワメントの重視		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者のエンパワメントが図られるよう努めている。	3	<p>エンパワメントを図ることを目的にした具体的な取り組みはありませんが、日々の支援の中で利用者の方の本来のニーズを掘り起こし、ストレングスに着目した支援を行う中で、利用者のエンパワメントを図っています。また、利用者の方にケース会議に参加してもらうことで、問題解決の主体は自分自身であること、それに対して多くの人が応援していることを実感してもらうことで、エンパワメントを図っています。</p>	3	<p>相談者の方には、これまでの生活歴の中で、自己肯定感を持ちにくい方も多くおられます。支援にあたっては、受容やストレングスに着目し、相談者の方のエンパワメントが図られるよう心掛けています。また、ケース会議には、極力当事者の方にも参加していただき、ニーズの実現に向けて、主体的に考えていただくようにしています。セルフヘルプグループの立ち上げについては、実施機関への聞き取りや会への参加などを行い、当センターにおいても、検討は行っていますが余力がなく現在のところ実現できていません。</p>
			<p>上記に示したようにケース会議の参加は、エンパワメントを図るために大切なものと考えています。現在の支援の中でも、ケース会議の形を取らずに、相談者との当事者の話あいのみや支援者間で、支援の方向性に話し合うことも多々あり継続的に支援にあたる利用者の方については、極力当事者の方にケース会議の参加を促していきます。</p>		<p>今後もこれまで同様にストレングスに着目しながら、自己肯定感、エンパワメントを高められるよう支援を行います。</p>

事業所名		旭区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-③ コミュニケーションに関する配慮		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	意思伝達に制限のある人の場合、手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っている。	3	障がい種別や特性等に応じて、利用者の方の理解が進むようなコミュニケーション手段を使用しています。 今後も利用者方の状況等に応じて、その人にあったコミュニケーションの手段の使用を行います。	4	手話や筆談などの手段を必要に応じて用いるのは当然のことながら、伝え方や文章や言葉選びなど、その方の病状や障がい特性にあわせてコミュニケーションをとるようにしています。 今後も、相談者の方がより自身のい意思を伝えられる方法等を検討し、こちらの意思も明確に伝わるよう対応を行います。
b	一度の面接では意思確認等が困難であるような、著しく意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わりを通じて、その人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認を心がけている。	3	コミュニケーション手段のみならず、利用者の方の反応に注意を払いながら、無理なく、ゆっくり関係づくりを行うことを心がけています。また、こちらが知りたい情報の聞き取りや支援の構築を焦り過ぎることなく、ご本人が話したいことなどを探り、ゆっくりと関係の構築していくようにしています。 今後、相談支援技法や障がい特性の知識など、相談員の研鑽を行い質の向上を行います。	4	相談者の方の様子、反応を伺いながら、相談者の方のペースに合わせて支援を行なっています。また、相談援助技術や発達保障理論、障がい特性の理解を進め、サインの発見やアプローチ法などスキルアップを行っています。 今後も相談者方の真のニーズを引き出させるよう、スキルアップや集団論議を進めていきます。
c	意思伝達に制限のある人の場合、他機関職員との連携や、本人が信頼できる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れるなど、コミュニケーションを行う環境に配慮して、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。	3	まず、相談員自身が利用者の方に安心して、お話いただけるように、表情・言葉遣い・距離感などに注意します。また、利用者の方によって、その方が安心できる人に間に入ってもらう、落ちける場所で話を聞くなどの工夫を行っています。 他の人に協力を依頼をすることや環境を整えることは大事ですが、まず相談員への印象や関係が基本となります。利用者の方が何を感じているか、何を求めるかを感じる力を高めることや、相談員自身が安心感を与えることができるように知識やスキルの向上を目指します。	4	それぞれのケースに応じて、これまでの関わりのある支援者や知人など、相談者の要望や必要に応じて、協力者の方の同席をお願いするなどを行っています。また、要望があれば当事者方とは別に、協力者の方からお話を聞くなど、当事者方の要望や希望をたたく理解できるように努めています。 今後引き続き、相談者の方のニーズを的確に把握する意味でも、多くの方に協力していただきながら、支援を行っていきます。

事業所名		旭区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-④ 権利擁護		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者の立場を擁護し、ニーズ表明を支援・代弁することにより、問題解決力や様々な支援を活用する力を高めていけるような支援に努めている。	3	現在のその人の生活スタイルや価値観を尊重しつつ、さらにより豊かな生活づくりを行うために、なにが必要かなどを話しあい、出来る範囲でゆっくと生活づくりを行います。それにあたっては、現状の課題となるものの背景を探ります。その原因を探り当て、解決にしていけることが、本来のニーズの表明の1つに繋がるものと考えています。	4	相談支援にあたっては、常に相談者の立場にたち、相談者のもつ権利を守る立場で支援を行っています。権利侵害を行なっている側には、それを行っている意識がないことも多く、相談支援側がそれを責めるのではなく丁寧に説明し、当事者の方の理解者・協力者となっただけのように努めています。それにより、当事者の方たちのサービスや社会資源利用の拡充や、地域での生きづらさを少しでも軽減し、地域の中でいきいきと自分らしい生活づくりが行えるように努めています。
			今後も利用者方が様々な負の経験や不安から自分の中に閉じ込めてしまっている本来のニーズを引き出し、それぞれの人にあった資源や情報を提供出来るよう支援を行います。		
	b	人権侵害が発生した場合にはその解決のために積極的に対処している。	4	人権侵害を確認した場合は、その内容や状況に応じて、当事者や家族と話し合う、行政に報告相談する、弁護士に相談するなどの処置を迅速に行います。	4
				今後もこれらに対して、敏感かつ迅速に対応し、当事者の方の人権擁護の立場にたちきり支援を行います。	
c	虐待が危惧される場合は、関係行政機関と連携し適切な対応を行っている。	4	虐待の恐れや疑い等含めそれに関わる通報等があった場合は、当センターで判断せず、行政に通報することとしています。	4	虐待については、疑いの場合も含めて、原則行政への報告を行っています。また、必要に応じてその後の改善に向けた取組についても支援を行っています。但し、相談者が区役所への通報を拒否し、かつ当支援センターの介入によって、問題が解決されると判断した場合には、行政への通報を行わないこともありました。
					今後も虐待問題に関わっては、行政への連絡を原則とし、協力し合いながら支援を進めます。また、障がいのみならず、高齢者や児童の虐待においても、障がいをお持ちの方の関われがあれば、必要に応じて支援を行います。

事業所名		旭区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3 地域・他機関との交流・連携		昨年度		今年度	
1-3-① 他関係機関との連携		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	担当区域の地域自立支援協議会に積極的に参加し、様々な取組を提案するなど、協議会の活性化に努めている。	4	自立支援協議会には、積極的に参加し、発言・提案を行っています。みなさんの協力も得ながら、部会の立ち上げなども行っています。	4	自立支援協議会には積極的に参加しています。協議会においては、旭区に必要な社会資源の検討や部会作り、相談支援体制の連携強化など様々な取組を行っています。
			今後も、自立支援協議会を通じて地域の福祉力の向上に努めて参ります。		今後も地域課題を明らかにしながら、地域の中で必要な体制作りや社会資源の開発をすすめていきます。
b	協働する関係機関や関係団体等が増え、連携が深まっている。	4	平成15年より相談活動を行った参りましたが、特にこの平成24年度からは、関係機関と連携が大幅に広がっています。	4	年数を重ねるごとに比例して、協働できる機関や団体等は増えています。地域の中はもちろんのこと、市外・府外においても協働できる関係機関は増えています。
			今後も、より多くの機関等との連携を拡充し、利用者の方それぞれにあった情報の提供及び支援を行えるようにしていきます。		
1-3-② 地域の障がい者の状況把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談者に限らず、地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できている。	3	区役所や関係事業所、学校、病院、包括などに、当相談支援センターの役割の認知が進み、バックアップや情報提供も含めて相談が集中されており、地域における障がい者の状況については、概ねではありますが把握できています。	4	関係機関や地域団体等との関係拡充や地域への周知を行うことで、より地域の障がいをお持ち方の情報を把握できています。中でも、自立支援協議会の相談支援部会では、各事業所の支援課題や状況等を知ること事ができ、当センターの利用者以外の障がいをお持ち方の状況を把握しやすい環境となっています。
			今後は、地域民生員や町会との関わりなども強め、支援や制度から取り残されている障がい者がいないかなど、さらに状況把握に努めます。		今後も区の中で障がい相談の拠点として、様々な情報が集中される機関となることを目指します。
b	障がい者支援機関のみならず地域の福祉・労働・教育・保健医療機関と定期的な会議を開催する等によって、ニーズの把握に努めている。	3	自立支援協議会や、心ねっと、あつたか町づくり計画など、地域の中の会への参加を大切に、地域の福祉課題や障がい者の状況把握に努めています。	3	自立支援協議会を始め、地域の関係会議に積極的に参加し、障害支援機関以外の関係者たちと話し合える場を定期的に確保しています。
			それぞれの会の活動をより活性化させることにより、障がいをお持ちの方や各関係機関のニーズや課題を抽出し、福祉に強いまちづくりを目指します。		

事業所名		旭区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
c	アウトリーチ活動に取り組むことにより、ニーズの把握に努めている。	3	<p>自身で来所出来る方も少なく、利用者の状況把握やニーズの引き出しや状況把握等をおこなうためのアウトリーチ活動は日常的に行っています。またなんでも相談会の開催や催しものでの相談活動等、サービスが必要であるにもかかわらず、サービス受けられていない人が少しでも少なくなるよう積極的に活動を行っています。</p>	3	<p>これまでも行ってきたように、自立支援協議会主催の何でも相談会の開催や催しでの相談ブースの設置などで、少しでも相談しやすい環境づくりに努めました。また、地域の中で当センター周知を積極的に行うことにより、地域の中でニーズ把握に努めています。</p>
			<p>今後はさらに多様な展開が行えるように他事業所の活動からもアウトリーチについて学びます。</p>		<p>これまで行ってきた活動を中心にこれらがより効果的で充実したものとなるよう努めます。</p>
1-3-③ 地域の社会資源の把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	サービス提供事業所や専門相談機関を把握している。	4	<p>これまでの相談支援の中でできた繋がりを活用し、利用者方の状況に応じた専門機関を紹介しています。</p>	4	<p>フォーマル、インフォーマルを問わず、相談者の方のニーズに沿った、情報や支援を提供できるよう、事業者や専門機関、団体等の把握を行っています。</p>
			<p>今後も、これまでの繋がりを活かした事業者や専門機関を紹介するとともに、積極的に新たな繋がりをつくる努力も怠らず、利用者の方の選択肢の幅が広がるよう情報収集やつながりを広げます。</p>		<p>旭区地域のみならず、近隣区の事業所の状況やより広い範囲での専門機関の情報把握に努めます。</p>
b	学校園・ハローワークなど関連機関の情報を収集している。	4	<p>区相談支援センターとなって以降、関連機関からの情報が自然と集まり安い状況となっています。それらきちんと整理し、必要に応じてすぐに必要な情報が取り出せ、利用者の方に示すことが出来るようにしています。また、支援の中で相談員が情報収集の意識を持ち、必要な情報を持ち帰り、相談員の中で共有化を行っています。</p>	4	<p>支援学校や地域学校の支援学級担当者の方とは、定期的な会議の場があり、その中で必要に応じた情報を得ることができています。ハローワークについては、定期的に情報へ得られる状況にはありませんが、必要があればすぐに情報を得るようにしています。</p>
c	民生委員、地域ネットワーク委員、ボランティア団体などを把握している。	2	<p>地域ネットワーク委員の方とは交流し、時に協力も得ることができています。民生員については、個別ケースの対応時に連携を行うことはありますが、組織的にはまだまだ連携が弱く、全体会にて当センターの紹介をさせて頂いている程度の関係にとどまっています。</p>	3	<p>地域ネットワークやボランティア団体とは、以前から交流が持っており、民生委員とのつながり強化が課題でした。今年度は、区民生員の全大会及び各10地域の民生員の会議にも出席させていただき、区相談センターの役割や、今後の協力についてもお願いすることができました。</p>
			<p>今後、旭区内の個別地域の会議参加などとして関係構築を図ります。</p>		<p>今後も地域区民の方々に対し、当センターの啓発を行いつつ、障がいをお持ちの方の生活を地域で支えることができる体制作りを行っていきたいと思います。</p>
d	駅や図書館、スポーツセンターなどの公共施設や、金融機関や飲食店、商店などの民間施設、障がい者用トイレやエレベーター等の設備の情報を収集している。	3	<p>あさひあつたかまちづくり計画などの活動を通じて、障がいのある人たちにも暮らし易いまちづくりの活動を行っています。</p>	3	<p>これまでどおり、あつたかまちづくり計画の活動等とおして、障がいへの理解・啓発なども含め、住みよいまちづくりの活動に参加しています。</p>
			<p>今後も引き続き、まちづくりの活動に積極的に参加してまいります。</p>		<p>今後も継続的に上記の取り組みに積極的参加し、街づくりの活動を行います。</p>

事業所名		旭区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3-④ 社会資源の改善・開発に向けた取組み		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	既存のサービスの活用だけでなく、既存の社会資源の「改善」や新たな社会資源の「開発」に向けて取り組んだ。	3	自立支援協議会を通して、「当区における被虐待者及び犯罪被害者の要緊急保護対象者に対する積極的な受け入れ」について、各事業所周りをを行い、緊急時の協力依頼を行いました。	3	社会資源の開発にあたっては、今年度自立支援協議会より、区独自の事業として「登校支援事業」実施を提案し、区に予算要求を行いました。
			今後も地域の諸会議に積極的に参加し、地域の課題を明らかにしながら、資源の開発に取り組んでいきます。		今後も自立支援協議等の地域の会議や、日々の相談支援活動を通じて、地域における課題の抽出を行い、新たな社会資源の開発に取り組んでいきます。
1-3-⑤ 支援困難事例への積極的な対応		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	多問題を抱えた事例や、問題が長期にわたって継続し、解決の糸口を見つけないことが困難な事例など支援困難事例への対応を積極的に行っている。	4	触法問題や重度の精神疾患の方、多問題ケースなどどんなに困難と思われるケースであっても積極的に取り組んでいます。	4	区相談支援センターとして、区内における困難ケースは積極的に対応しており、当然のことながら、どのようなケースであっても、センターとして、対応できないケースはありません。行政や他の相談支援関係事業所等に対しても当センターの役割について周知しています。バックアップにおいても、相談支援部会などを状況聞かせてもらうなどして、必要に応じて支援を行っています。
			今後も区相談支援センターとしての自覚を持ち、当センターではどのようなケースでも対応し、相談者のみならず支援機関への支援機関としての役割をはたしていきます。		
1-3-⑥ 地域住民への周知・啓発的活動の実施		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	障がい者相談支援センターは、自らの役割について地域住民に対して積極的な周知を図っている。	2	住民に対しての周知の取組みは、年4から6回程度の機関紙の地域配布などを行ったり、民生員の会議で区の相談支援センターの説明などを行っていますが、住民に対しての顔の見える周知活動となっていません。	3	個々のケースにおける協力や機関紙の配布、各地域の会議周りをを行い、センターの周知活動に努めています。活動を継続する中で、少しづつではありますが、地域の中で区相談支援センターの役割の周知ができていると思います。
			今後、地域の方が多く関わる集まりなどにも参加するなど、地域住民に対して顔の見える周知活動を行います。		今後も積極的に地域への啓発活動を行い、相談センターの周知を行います。
b	地域住民との交流や講演会の開催等を通じて、障がい者が地域で共に生きていく意義をはじめ、啓発的活動に積極的に取り組んでいる。	3	自立支援協議会のイベントの取組みや相談センターの関係機関のまつりなどを通して、障がいを持つ方と住民の方との交流や障がいをもった方たちが行っている活動の啓発などに取り組んでいます。	3	自立支援協議会やこころネットなど、地域での活動の中で住民との交流や区民向けの講習会などを開催しています。
					地域諸会議等を通じてより積極的に障がいへの理解などの啓発に努めます。

事業所名	旭区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1-4 その他の取組み	<p style="text-align: center;">昨 年 度</p> <p>旭区障がい者相談支援センターでは、この間触法問題に関わる支援にも多く行って参りました。犯罪の内容は、薬物、窃盗、強盗、放火など多様です。支援の形も様々であり、前科のある方の地域生活が始ってからの支援、矯正施設出所時からの支援、留置や拘置段階からの支援などがあります。出所時や留置・拘置段階からの支援では、大阪府地域定着支援センターと連携をとりながら支援を行うこともあり、証人として裁判に出廷し更生支援計画などを示すこともあります。</p> <p>障がい者の触法問題に関わっては、今年ニュースにもなりましたが、罪を犯した障がい者に対し、「出所後社会に受け皿がないため、少しでも長く刑務所にいる方がよい」等の理由で、検察側の求刑を上回る判決が下されるといってもない事態も起こっています。裁判員制度も始まり、厳罰化が進む中で、このような事態を防ぐ意味でも区の相談支援センターは、定着支援センターや弁護士会と連携し、出所後だけの支援だけではなく、拘置段階からの支援や裁判にも積極的に関わって行く必要があると思われます。</p>	<p style="text-align: center;">今 年 度</p> <p>相談支援センターでは、多くの入退院に関わる支援をおこなっています。長期入院や施設からの退所等地域移行支援事業に該当する方の支援は、地域の移行相談支援事業所をお願いするようにしていますが、当センターでは、入院期間が6か月に満たない方の退院に関わる支援や精神状態の悪化等などによる緊急的また計画的な入院の支援もおこなっています。これらの支援の積み重ねにより、多くの精神に関わる病院の特徴の把握やワーカー、医師との関係も構築され連携が取りやすい状況となっています。</p> <p>住宅入居支援についても25年度は6件の入居支援を行いました。支援理由は、家族関係の不和による一人暮らしの開始や、近隣トラブルによる転居、施設から退所（自立訓練）など様々ですが、相談者の必要な支援状況に応じて、物件探しの同行や契約立ち合い、その後定着支援の実施などを行なっています。この支援においても積み重ねにより、不動産屋あるいは家主さんにも協力的に考えていただけるつながりも増えてきています。</p>

事業所名		旭区障がい者相談支援センター					変更又は改善内容														
2 日々の相談支援業務		平成24年度					平成25年度														
2-1 継続支援対象者数																					
①継続的な委託相談支援を行った実人数（指定相談支援を除く）		障がい種別		前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数										
	身体障がい	視覚	2	0		2	2	0	2	0	2	0									
		聴覚				0		1		0		1									
		肢体	3	5	1	7	7	2	3	6											
		内部	2	0		2	2	0	1	1											
		計	7	5	1	11	11	3	6	8											
	知的障がい	100	13	1	112	112	5	76	41												
	精神障がい	25	16	2	39	39	17	17	39												
	障がい児	8	0		8	8	2	9	1												
	重複障がい	10	1		11	11	0	7	4												
	その他						1	0	1												
合計	150	35	4	181	181	28	115	94													
②指定特定相談支援を実施した実人数		身体障がい	知的障がい	精神障がい	重複障がい	計	身体障がい	知的障がい	精神障がい	重複障がい等	計										
		5人	4人	16人	1人	26人	6人	15人	32人	1人	54人										
2-2 相談支援内容		平成24年度					平成25年度														
①延べ相談件数		身体障がい					知的障がい	精神障がい	重複障がい	その他	計	身体障がい					知的障がい	精神障がい	重複障がい	その他	計
		視覚	聴覚	肢体	内部	計						視覚	聴覚	肢体	内部	計					
福祉サービスの利用援助				291	2	293	437	293	35	2	1060		1	23	1	25	277	204	25	0	531
うち、継続的な支援対象者の件数				253	2	255	412	245	32	0	944		1	14	1	16	255	162	24	1	458
社会資源を活用するための支援		1		72	5	78	147	192	11	6	434		1	11		12	102	147	2	3	266
うち、継続的な支援対象者の件数		0		60	5	65	138	177	9	0	389		0	10		10	94	116	2	1	223
社会性活力を高めるための支援		1		75	11	87	750	1572	8		2417			7	3	10	485	1077	7	15	1594
うち、継続的な支援対象者の件数		0		72	11	83	743	1534	8		2368			7	3	10	479	1053	7	15	1564
ピアカウンセリング						0					0					0		2		2	4
うち、継続的な支援対象者の件数						0					0					0		1		1	2
権利擁護のために必要な援助			6	6		12	91	4	2		109					0	15	3			18
うち、継続的な支援対象者の件数			4	6		10	90	3	2		105					0	14	3			17
専門機関の紹介						0	44	37	7		88		3			3	9	27	1	4	44
うち、継続的な支援対象者の件数						0	42	31	7		80		3			3	9	25	1	1	39
その他				46	2	48	148	75	14		285			4	1	5	62	69		5	141
うち、継続的な支援対象者の件数				44	2	46	141	54	10		251			4	1	5	61	59		3	128
合計		2	6	490	20	518	1617	2173	77	8	4393	0	5	45	5	55	950	1529	35	29	2598
うち、継続的な支援対象者の件数		0	4	435	20	459	1566	2044	68	0	4137	0	4	35	5	44	912	1419	34	22	2431
②相談の実施方法		来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計	来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計										
		285件	3048件	829件	1件	4163件	209件	1444件	738件		2391件										

事業所名	旭区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
2-3 日々の相談件数の分析	平成24年度	平成25年度
	<p>24年度の延べ相談支援件数は4000件を超えています。前年度の相談支援件数は、1300件程度でありその数は3倍以上にもなっています。これだけ数が増加した理由には、相談員を増員したことや事務職員を配置したことによりカウントが正確に行えるようになったこと、区の相談支援センターとしての役割の周知が進んだことが原因と思われます。また、特徴的だったのが、これまで単発相談が30件弱だったのに対し、今年度には250件を超える単発の相談があり、地域の相談機関としての周知が進んだことを示しています。</p> <p>実施方法については、電話が70%を超え、訪問が約20%、来所が約7%となっています。利用者の中には一日に何度も電話相談を行う方も数名おられ、その方たちの不安の解消や日中活動の充実を図ることも大きな課題の一つとなっています。障害別においては、従来は重度知的障がいの方を中心に支援を行っていた相談事業所でありましたが、年々精神の方の相談が多くなっており、知的障がいの方でも、軽度の方の相談支援が多くなってきています。</p>	<p>まず登録者数について、数字上は登録者が大幅に減少しましたが、これは登録者の整理を行い、1年以上相談のない方については、いったん登録から外す手続きを行ったものであり、支援対象者は実質的には増加しています。登録者の比率については、24年度については、知的が61%次いで精神が21%でしたが、25年度の登録者の障がい別比率を見ると知的が43%、精神が41%となり、精神の比率が大幅に増えています。計画相談の契約については、精神の障がいをお持ちの方が59%となり、多数を占めています。精神の方の比率が高いまたは高くなってきていることは、が「困難ケース」については、やはり、精神に障がいのある方が多いということが理由の一つになっていると思われます。知的においては「多問題」や触法、身体においては重症であったりと、委託相談センターとして、各障がいにおける専門性の必要を強く感じます。</p> <p>支援件数においては、前年に比べ57%の支援合計数となっており、これも昨年度に比べ大幅に減ったように思われますが実質は増加しています。当センターにおいては、委託登録者が計画相談を利用したとしても、計画相談の範囲を超える支援が必要と判断した場合は、委託への登録を継続することにしていきます。また、支援件数については、計画相談の支援は繁栄されておらず、一人の人が10回電話をしてきても、これは計画、これは委託と相談内容によりカウントを区別しているため、委託相談支援件数が減ったようにみえる形になっています。</p> <p>支援内容については、福祉サービスの利用援助の割合が24年度25%から25年度18%となり減っており、これは計画相談への移行によるものと思われるが、未だ年間で450件を超える相談があったことは、計画への移行が不十分であることも示しています。依然として多いのは社会生活力を高めるための支援であり、これは生活上の不安からくる支援が多くカウントされているため、今後もこの傾向が続くとも思われます。その他特徴的には権利擁護の比率が減っていますが、原因は不明です。また、単発相談の割合は、全体支援数の7%であり、昨年の6%とほぼ変わりありません。</p> <p>相談の方法については、来所9%、電話63%、訪問31%となっており、昨年に比べ大きな変化ありません。電話のパーセンテージが減っているのは、福祉サービスの利用支援が減ったことに関連していると思われる。</p> <p>これまでとの比較や今年度の相談支援件数から、委託相談センターの役割が見えてくると思います。今後計画相談が整備されるにつれ、件数事態は減少していくことが予想されます。但し、対応ケースは、困難ケースの割合が益々高くなり、件数では委託相談支援の果たしている役割が見えにくくなると思われれます。委託相談支援の専門員については、より高いスキル、知識等専門性も求められそれに伴う研修の義務化も必要と思われる。また、計画相談との関係においては整理が必要です。委託相談支援としての役割を明確にするため、またその役割を果たすためには、委託支援に集中する必要があり、将来的には、計画相談事業は行わない、又は一定期間で指定事業所に引き継ぐ形に切り替える形態にしていく予定です。</p>

事業所名		旭区障がい者相談支援センター			変更又は改善内容				
2-4 住宅入居等支援事業の実施状況		平成24年度			平成25年度				
①実施状況		入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数	入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数		
	身体障がい	0 件	6 人	1 件		1 人	1 件		
	知的障がい	3 件	31 人	6 件	3 件	11 人	7 件		
	精神障がい	3 件	24 人	13 件	4 件	17 人	16 件		
	重複障がい		1 人			2 人			
	その他								
	計	6 件	62 人	20 件	7 件	31 人	24 件		
②緊急対応の内訳		時間帯別		平日・休日別		時間帯別		平日・休日別	
	夜間出動	9 件	休日出動		夜間出動	14 件	休日出動	4 件	
	日中出動	11 件	平日出動	20 件	日中出動	10 件	平日出動	20 件	
	合計	20 件	合計	20 件	合計	24 件	合計	24 件	
	出動要請者		出動内容		出動要請者		出動内容		
	本人	11 件	病気・けが等の発生	5 件	本人	15 件	病気・けが等の発生	5 件	
	家主	1 件	精神症状の悪化	12 件	家主		精神症状の悪化	8 件	
	近隣		日常生活上のアクシデント	1 件	近隣	1 件	日常生活上のアクシデント	9 件	
	警察・消防	1 件	家事・災害等		警察・消防	1 件	家事・災害等		
	医療機関	1 件	近隣からのクレーム	1 件	医療機関	2 件	近隣からのクレーム		
	その他	6 件	その他	1 件	その他	5 件	その他	2 件	
2-5 業務委託料の収支精算について		平成24年度			平成25年度				
①歳入		金額	内訳		金額	内訳			
	科目								
	業務委託料	13,532,000 円			13,432,000 円				
	預金利子	0 円							
	その他	0 円							
	合計	13,532,000 円			13,432,000 円				
②歳出		平成24年度			平成25年度				
	科目	金額	内訳		金額	内訳			
	人件費	12,166,289 円			12,926,728 円				
	常勤職員人件費	9,238,592 円	諸手当、法定福利含む		12,926,728 円				
	非常勤職員人件費	2,927,697 円							
	その他	0 円							
	物件費	1,365,711 円			505,272 円				
	報酬								
	賃金								
	報償費								
	消耗品費				355,272 円				
	印刷製本費								
	光熱水費				150,000 円				
	通信運搬費								
	手数料								
	筆耕翻訳料								
	使用料								
	不動産賃借料								
	備品購入費								
	その他								
	合計	13,532,000 円			13,432,000 円				

事業所名	旭区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
3 区における地域課題について		
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	昨年度	今年度
		<ul style="list-style-type: none"> ・就学前 旭区の児童発達支援事業所は、実質機能しているのは1か所のみであり、これについては、他区での利用が非常に多い状況にある。また、児童発達支援センターの機能を持つ事業所が旭区にはなく、中核的な役割を果たす事業所がないことも、就学前の資源の少なさの理由のひとつとなっている。 ・就学後 就学後には、放課後デイサービスが制度化されたことにより、旭区の中でも放課後および長期休暇の支援における社会資源が増えてはいる。しかし、どこも殆ど定員いっぱいの状態で、資源が不足している。また、旭区はいわゆる「預かり方」が多く、他区にあるような専門的な療育や活動に特色があるようなデイサービスが少ない。 ・総合的な支援の必要性 育児問題や虐待、不登校等の問題に関わり、総合的な支援の必要性を強く感じる。これらの問題の背景には、軽度の知的障がいや精神疾患、発達障がい等の疾患や障がいが親又は子又はその両方に見られる割合が少なくないと思われる。さらに、そのことに当事者ばかりか、支援者が気づかない、または気づいていても対処できないケースも多いと思われる。これらのことから、子育て支援に関わってはそれらのチームに障がいの専門家（支援者）を配置するべきと考える。必要に応じての障がいの専門家（支援者）の配置では意味がない。支援側が障がい等を見抜けるかも疑問であるし、途中から障がい支援者が加わることは、被支援者にも抵抗が強くなる可能性もある。求められるは、支援開始当初から障がいの専門家（支援者）が加わる必要がある。 ・就労関係 旭区に絶対的に不足しているのは就労関係の事業所である。就労Aにいたっては、旭区には0か所。就労移行事業所も一か所しかなく、これも非常に不足している。旭区として、これらの資源開発をどのように行っていくのか具体的な計画が必要である。 ・高齢障害者支援 社会全体において高齢化が進む中、区内障がい者の高齢化も進行しています。そのような状況の中、現在の通所事業形態は、作業所型の施設が中心であり、高齢障害者のニーズとのズレが生じているように思われます。60歳から65歳ぐらいまでの障害者が利用できる障害版の高齢者デイサービスのようなものが必要ではないか。 <p>これらの課題に関わって、地域自立支援協議会での議論や旭区福祉ビジョンの策定への参加等地域課題に対する取り組みを進めます。</p>

事業所名		旭区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4 自己評価を終えて		昨年度	今年度
4-1 区協議会での報告			
	報告日	平成25年11月20日	平成26年11月19日
	出席者からの意見		
	0 相談支援事業所の概要		
	1 事業運営全般	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期計画 公募制で3年ごとに事業所が変わる可能性もあり、自立支援法から総合支援法に法も変わる状況中、法人レベルではなく、区相談支援センターとして中長期計画は立てることは、難しいのではないかと思います ・運営費 たったこれだけの運営費で、それだけの相談員を抱えることは、現実的に困難であることは明らか、公募制にしてもこれでは、実施できる機関が限られてくる。 ・エンパワメント エンパワメントを高める支援としては、やはり当事者会は重要。日常的にピアカンもいる訳だし当事者会を行ってはどうか 	
	2 日々の相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・支援件数 これだけの支援件数を抱えては、計画相談を行えないのは明らか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろと積極的にされていることは、よく存じているが、少し自己評価にアピールが少ないのではないかと。もっと具体的に書いたほうがよい。

事業所名		旭区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
	3 区における地域課題について		・地域課題はその通りであると思う。しかし、放課後デイサービスについて預かり型が多くとあるが、預かっているだけではよくないことは、確かだが他の区は時間ごとに一人ずつの利用で、習い事のようにもなっていることも問題と思う。

事業所名	旭区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容
4-2 一連の自己評価のプロセスを終えて	昨年度	今年度	
	<p>今回自己評価を行ったことにより、中・長期計画及び事業計画の弱さや地域住民（町会含む）との結びつきの弱さが顕著となりました。また、ピアカウンセリングの展開についてもさらに前進が必要です。（ピアカウンセリングについては、24年度0件でしたが、25年度は数件の支援があります。）区自立支援協議会からもいくつかの助言を頂き、今後の事業展開の参考になりました。今後、当センターが持つストレンクスについてはしっかりと発揮しながら、足りない部分については、他のセンター活動に学び学び、センターとしての質の向上を目指し続けたいと思います。</p>	<p>自己評価を終えて、毎回感じるのですが、私たちセンターの強い部分、良い部分をはっきりと確認することができ、今後のセンターの課題整理を行う契機となっています。課題は少しずつ解消されているものの、連続で解消できない課題や新たな課題も生まれ、今後も改善に努めていきたいと思ひます。自己評価については、夏ぐらいまでに提出する形で、支援して頂けると、より良いものなるかと思ひます</p>	